

●香川県告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成19年11月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地	サービス の種類
	変更前	変更後		
平成19年 8月1日	山本・財田デイサービスセンター 三豊市山本町辻2210番地	ふたな荘デイサービスセンター 三豊市山本町辻2210番地	社会福祉法人慶生会 三豊市山本町辻2210番地	通所介護 介護予防通所介護
平成19年 8月1日	山本・財田老人介護支援センター 三豊市山本町辻2210番地	ふたな荘老人介護支援センター 三豊市山本町辻2210番地	社会福祉法人慶生会 三豊市山本町辻2210番地	居宅介護支援
平成19年 9月1日	指定居宅介護支援事業所ファインケア 東かがわ市松原1700番地15	指定居宅介護支援事業所ファインケア 東かがわ市馬篠249番地1	有限会社ファインケア 東かがわ市馬篠249番地1	居宅介護支援
平成19年 9月1日	訪問介護ファインケア 東かがわ市松原1700番地15	訪問介護ファインケア 東かがわ市馬篠249番地1	有限会社ファインケア 東かがわ市馬篠249番地1	訪問介護 介護予防訪問介護